

武蔵野市くぬぎ園跡地利用福祉施設の在り方検討有識者会議の公開・運営に関する確認（案）

1 会議の公開

- (1) 武蔵野市くぬぎ園跡地利用福祉施設の在り方検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）が行う会議は原則として公開で行う。
- (2) 会議の傍聴要領は別に定める。
- (3) 審議内容が武蔵野市情報公開条例（平成 13 年 3 月武蔵野市条例第 5 号）第 6 条ただし書の規定に該当する場合で、有識者会議が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議録の作成

- (1) 有識者会議の会議録は、議事の概要を記した要点筆記とし、発言者の表記は「委員長」「副委員長」「委員」「事務局」等とし、個人の氏名は掲載しない。
- (2) 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 会議録の公開

- (1) 有識者会議の会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議録の公開は、市政資料コーナーへの配架及び市ホームページへの掲載により行う。
- (3) 有識者会議が必要と認めるときは、会議録を非公開とすることができる。